

待するのであるが、更に明實録、或は「毛大將軍海上情形」等によつて増補されて、この研究をして一層完璧なものとなされ、以て將來の大成を企圖されん事を祈るのは獨り吾人の希望のみでなく、學界の均しく待望する所と確信するのである。此に重ねて氏の勞を謝し、又これが指導に當られ且出版の勞をとられた今西博士の厚意を謝して、本篇紹介の結びとする次第である。(菊版百六十一頁、京城大學今西博士刊行。京城、合名會社近澤印刷部印刷、限定賣價壹圓)(以上鴛淵)

● Staatssozialistische Versuche im alten und mittelalterlichen China.

O. Franke.

The Economic History of China なる大げさな書名を附してゐる Mabel Ping-hua Lee (New York 1921) の著書は、個々の事實の無批判的總括で餘り多くの誤謬と誤解を有つてゐる經濟史とは稱し難い。龐大内容豊富且整然たる、然し全く片面的に獨斷的マルクス主

義的に羈束せられてゐる K. A. Wittfogel の著 Wirtschaft und Gesellschaft Chinas は發行中である

と著者が冒頭に言つてゐるに徴しても此論文が如何なる抱負と企圖と自信の下に爲されたかを知り得るのである即ち此は唯に王莽王安石に依る二大經濟變革を中心にして那上中代に於ける主なる經濟政策即魏李悝の盡地力、前漢武帝の採りたる均輸平準及鹽鐵酒の專賣制度並に其に對する鹽鐵論の批難、唐劉晏の常平鹽等の個々の制度、運用の實狀を詳説したるに止らず更に深く諸經濟政策の間存する歴史的關係、一貫する社會政治的思想の有無の檢討を試みてゐるものである。近來支那經濟史の研究が唯物論的に偏し事實を輕視せんとする弊ある時に當り如此確實豊富なる史料に基きて立論せられたる論文が發表せられた事は極めて有意義と言はねばならぬ。尙諸經濟政策を總括して次の如き結論が與へられてゐる。支那上、中代に於ける國家社會的經濟政策は何れも農民の困窮緩和と國庫充實に發するものであるが、李悝の法を除く外は殆總て後者なる國庫の充實を重視したもので、外

征による財政困難を切り抜けんとした前漢に於ては殊に然りであつた。然乍一方國民の窮乏を救ひ日常生活必需品の價格安定をも企圖した此等政策が常に國民に歡迎せられなかつたのは何故であるか。其は實に爲政者が當時の實狀例へば其政策を運用すべき官吏の素質如何等々、に對する洞見不足と、個人所有慾こそ商業の最強最自然的の動因であり、この制壓は不法行爲の誘發となり遂に公共經濟乃至國家の損害ともなる可き事に對する認識を誤つたに歸すべきである。(二十七頁 Sonderausgabe aus den Sitzungsberichten der Preussischen Akademie der Wissenschaften Phil.-Hist. Klasse. 1931. XIII Preis R. M. 2)

● Die Rachepflicht, ein Widerstreit  
zwischen konfuzianischer Ethik und  
chinesischem Staatsgefühl.

E. Haensch.

本論文はライプチヒ大學教授ヘイニツシ博士が昨年伯

林に於て講演したる處を更に Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, Band 10: Heft 1/2 に載

せたものであつて、儒教的國家支那に於て歷朝の爲政者が國民の復讐行爲を如何に處分したかを歴史學的立場より觀察を下したものである。即ちその要旨は古來支那に於て復讐行爲は單なる怨恨激情の結果として、はなく寧ろそれは高き倫理的義務の遂行として讚美せられた。二千數百年に亘つて國家の基礎をなす道德として認められた儒教にあつても亦是を許可獎勵した處であつて、それは禮記・父之讎弗與共載天兄弟之讎不反兵交遊之讎不同國の句其他の經典の説くところに依り、或は又父母の復讐を遂行したる者は常に孝子と認められた事等に依つても明である。然し復讐は飽迄一種の私刑であり國權との矛盾衝突を惹起する事亦論を俟たない。儒教的國家に於て其儒教の要求する復讐の遂行者を加何に處理したか。歷朝の法律は復讐に關する條文に缺けてゐる。既に周禮には調人の官あり復讐を調停したること見ゆるも其實情を知り得ない、僅に清律に於て擅に父母祖父母の爲に復

離したる者は杖六十の罰を加ふ但し加害直後の復讐は之を罰せずと云ふ極めて糊塗的な條文を見るのみである。

是を史實にとるに或は無罪とせられ或は有罪とせられ死刑に處せられた者も少くないのである。是を有名なる政治家の意見に徴するに陳子昂は復讐者は殺人の罪に依り之を死刑に處し以て國法を正し、死後之を表彰して以て禮教を明にすべしと論じ、柳宗元は之を駁して誅戮と旌表は一致すべくもない、若し父、法に依らずして誅せられたるならば復讐するのは當然であり死刑とすべき理由なく父が法に従つて誅せられたならば復讐すべき理由なく旌表す可くもないと論じてゐる。更に韓愈は事件發生の都度群臣相議して處置すべく法律を以て斷じ難しとし、更に王安石は亂世治世に於て其事情異なる、復讐せざるは不孝なるも、復讐して祀を殄つても亦孝に非ず、寧ろ復讐の義務を忘れず而も復讐を阻止する天意に従ふこそ唯一の解決策であらうと論じてゐる。かくして吾人は以上の考究に依つて、一思想の爲に生命を犠牲とするとも厭はざる高き倫理觀と、倫理的にして而も違法たるものに對

する熾烈なる國家感情との葛藤は遂に解かる可くも無かつたとの結論に達するのである」と。

かゝる方面に關する歐米學者の所究は極めて僅少であつて、從來 O. Franke, A. Vissière 氏等の數著あるのみである。論中復讐律を清に始るとなしてゐるに就ては疑義ありと思惟するが、是勿論本論文の要旨に影響ある事柄ではない。東洋思想史に興味ある人々の一讀を冀む。

二十四頁 (Zeitschrift d. Deutschen Morgenländischen Gesellschaft, Band 10: Heft 1/2. Leipzig 1931) [以上内田]

### ● 日本文化史序説

文學博士 西田直二郎著

「歴史は生活から分離してあるべきでなく、現在から時の隔りによつて隔絶せるものでない。」——歴史に就いてのかやうな反省は今日多少ともその事に心を寄せるもの間に殆ど常識といはんまでに一般的な見解となつてゐるにも拘はらず。我々は果して何れの歴史に於いて真に